

○さぬき市統計調査員の登録制度に関する要綱

平成21年11月17日

告示第165号

平成31年3月29日告示第66号

改正 令和4年3月31日告示第59号

(目的)

第1条 この要綱は、国、県からの委託で実施する統計調査及びさぬき市が自ら実施する統計調査の調査員になるべき者の登録手続きを定めることによって、調査員の選択を円滑にし、もって統計調査の合理化を図ることを目的とする。

(要件)

第2条 登録する統計調査員の候補者（以下「登録調査員」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 警察又は税務に関係した業務に従事していない者
- (2) 公職の候補者の選挙運動に直接関係していない者
- (3) 原則として年齢満20歳以上である者

(登録調査員の任命等)

第3条 市長は、登録調査員を任命し、又は推薦する場合は、原則として登録調査員からの選考を優先するものとする。

(登録)

第4条 市長は、アンケート調査、推薦又は本人からの申出等により統計調査員を把握したときは、登録調査員申請書（別記様式）を提出させた上で、第2条の要件を満たすと認められた者について、登録するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録の日から最長5年とする。ただし、再登録を妨げない。

2 前項ただし書の場合において、登録調査員本人の意思を確認するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録された統計調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の登録を取り消すものとする。

- (1) 登録調査員本人からの申し出があったとき
- (2) 登録調査員が第2条に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (3) 前2号に掲げるほか、統計調査員として適当でないと認めたとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成 31 年告示第 66 号）抄

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
（さぬき市統計調査員の登録制度に関する要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のさぬき市統計調査員の登録制度に関する要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 4 年告示第 59 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のさぬき市統計調査員の登録制度に関する要綱別記様式及びさぬき市市章の使用に係る取扱要綱様式第 1 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式（第4条関係）

さぬき市統計調査員登録申請書

申請日 年 月 日

氏 名		性 別	男・女
生年月日	年 月 日生		
住 所	〒		
電話番号		緊急連絡先	
職 業	農業 ・ 自営業 ・ 会社員 ・ 無職 ・ その他（ ）		

上記の申請内容については、登録の決定をした場合において、さぬき市統計調査員台帳に登録をさせていただきます。

また、さぬき市統計調査員台帳を管理する本市総務課では、国が実施する各種統計調査に関連して、さぬき市統計調査員台帳に登録された情報について、国、香川県及び本市他課から照会があった場合、統計調査が円滑に実施されるよう、登録者の意向に従い登録情報を提供することとしています。

なお、この場合、提供する情報は上記申請書に記入された内容のみです。

あなたは、登録情報を提供することに同意されますか。

（1または2のいずれかを○で囲んでください。）

- 1 同意します。
- 2 同意しません。

氏 名 \_\_\_\_\_